

国際音楽学会東京大会記念基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当基金は、国際音楽学会東京大会記念基金と称する。

(主たる事務所)

第2条 当基金は、主たる事務所を下記に置く。

住所：東京都台東区上野公園1-2-8 東京藝術大学音楽学部楽理科気付

(目的)

第3条 当基金は、音楽学の国際交流を促進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内と海外の音楽学研究者の学術交流にかかる事業
- (2) その他、前号に関連する事業

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当基金の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 第20回国際音楽学会東京大会組織委員会 委員長 渡辺裕

住所 東京都台東区上野公園1-2-8 東京藝術大学音楽学部楽理科気付

拠出財産及びその価額 現金 8,248,150円

(事業年度)

第6条 当基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第7条 当基金に、評議員3名を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限) 第11条 評議員会は、この定款に定める事項に限り決議する。

(開催) 第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長) 第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議) 第14条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 一般基金法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第16条 当基金に、次の役員を置く。理事5名、監事2名。

2 理事のうち1名を理事長、1名を事務局長とする。

(選任等)

第17条 理事、事務局長、及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、当基金の理事又はその使用人を兼ねることができない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任

期の残存期間と同一とする。

(解任)

第19条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第20条 理事、事務局長及び監事の報酬は無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(権限)

第21条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当基金の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び事務局長の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の14日前までに各理事及び監事に発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長) 第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議) 第24条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録) 第25条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当基金の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第27条 当基金は、基本財産の滅失その他の事由による当基金の目的である事業の成功の不能によって解散する。

第6章 附則

(設立時評議員)

第28条 当基金の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 金澤正剛、佐野光司、樋口隆一

(設立時役員)

第29条 当基金の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 石川亮子、ヘルマン・ゴチェフスキ、佐藤望、塚原康子、渡辺裕

設立時理事長 渡辺裕

設立時事務局長 佐藤望

設立時監事 有田栄、荒川恒子

(最初の事業年度)

第30条 当基金の最初の事業年度は、当基金成立の日から2019年3月31日までとする。

以上、国際音楽学会東京大会記念基金の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

2018年6月4日

設立者 渡辺 裕 印